

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会議に入ります前に、4番、菅家忠君より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） お忙しい中、恐れ入ります。

この場を借りて謝罪のお時間を頂戴いたしました。

この度、私、菅家忠の只見町観光まちづくり協会に対して不適切な言動をいたしました。そのことで多くの方々、多方面にわたり様々なご迷惑をおかけいたしました。

この場を借りて深くお詫びを申し上げさせていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、4番、菅家忠君より謝罪の言葉がございました。

この件につきまして、経過報告を議長のほうよりさせていただきます。

8月26日に、観光まちづくり協会の目黒会長から面会の要望があり、議会議長室で会談に応じました。

その際に、申出書を持参し話をされました。私は議長の立場で目黒会長に、この申出書は請願・陳情に類するものですか、と確認をしましたが、そうではないということでしたので、私、議長判断で、この申出書は請願・陳情に類するものではないと判断して処理する必要がないとしたものであります。

しかしながら、議会の運営基準や議会の申し合わせ事項の中で、処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しを印刷し、議員に配付するとなっております。

今回の事案は、私が議長として認識不足、勉強不足の結果であります。この件につきまして、改めてここで議員各位に議長として謝罪をいたします。

誠に申し訳ございませんでした。

この件につきまして、今ほど申しましたとおり、9月6日、午後4時から、議会運営委員会を開催していただきまして、この標記の件を審議していただき、陳情書またはこれに類するものではなく、請願書の例により、処理する必要がないと認めとなりましたので、観光

まちづくり協会からの申出書の写しは本会議におきまして、先日の本会議におきまして、三瓶議員から動議が出された件でございますが、これはこのように、議会運営委員会で決定しましたので、後で議員各位に配付をいたします。

今、議員各位にこの申出書を配付しておきたいと思います。

〔申出書 配付〕

○議長（大塚純一郎君） なお、この観光協会に対しまして、菅家忠君のほうから謝罪に伺って、協会とは和解をしたという報告を受けております。

それでは、この件はこれで終了をいたしたいと思います。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 経過はわかりましたし、理解いたしました。これは公文書ですか。

○議長（大塚純一郎君） 申出書として持ってこられたので…

議運の中で公文書として受け付けることに決定しております。

○3番（酒井右一君） であれば、これは公文書であると。そうしますと、議会事務局事務処理規定にも明記されてますし、議会事務局の事務処理規定に明記されていないものについては、只見町文書の処理規定によると、こうなっております。その中身は、公文書は受付印を押して、文書收受後にのせて、件名をあげて、受付月日。それから保存年限。処理したか・しないかわかるようにしなければなりませんし、なによりも、これには公文書たる受付印がありませんが、これは公文書であるということであれば、これ、9月10日っていいましたか、9月10日に、これについて、議会運営委員会で協議されたという報告でした。そして、9月8日の三瓶良一氏の発言については、これはあの、議事進行の動議という形で出されましたが、その三瓶良一氏の議長の回答については、本会議において、当時、本会議でしたから、議会運営委員会の中で協議をして提出しますとなっておりますので、公式文書である以上、尚且つ、議長のその時の発言は、議会運営委員会に付託されたという事実婚でありますので、これは議会運営委員会が報告をしなければならないものであります。

まず、要は、何があったかということはわかりましたが、手順として間違いのないようにやっていただきたいというのが私の発言であります。ですから、議会運営委員会の報告を、会議規則、それから先例集、あるいは例規集に基づいて、ちゃんとした報告をされたうえで、それで今話を、最終的に同じ結論になると思いますけれども、そうでないと議会として成り立ちませんので、ここを正式な議事運営として行っていただきたいというのが発言の趣旨

であります。

○議長（大塚純一郎君） 議会事務局長。

○議会事務局長（渡部高博君） 今ほど、酒井議員のお質しであります。先ほど議長のほうから話ありましたとおり、議会運営委員会のほうで9月10日の日に文書、收受ということに決定していただきましたので、今回、今日お配りしました中身につきましては、收受印が押されておりません。大変申し訳ありませんが、本文書につきましては收受印を押し対応したいと、文書規定に基づいて対応したいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） それは文書規定の話でありますから、これについてはまあ、受付印のないまま、速やかに配付したほうが良いという判断でされたでしょうけれども、これが受付印押されて公文書になった場合、それを議長は議会運営委員会に諮るということでしたので、諮られたものは委員長から委員会の審査の経過及び結果が報告されるというふうになっておりますので、そこは何が委員会で報告されるのか。そこまで含めたうえでの話。今の話は文書規定の取り扱いと議会運営上の話、二つありますので、一つの話は文書の規定。これは收受印押したものが後で配られるということだそうなので、ほかの陳情・請願の類と同じ扱いになるんだと思います。そうしてください。

○議長（大塚純一郎君） そのような形で行っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それでは、この件は終了いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） それでは、日程第1、議案第60号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第60号 令和3年度只見町国民健康保

険施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

令和3年度只見町の国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第1条、既定の歳出予算の総額4億3,070万2,000円のうち167万2,000円を科目更生するものでございます。

歳出予算の補正の款項の区分及び金額については、第1表 歳出予算補正のとおりでございます。

資料おめくりいただいて1ページ目をご覧ください。

第1表 歳出予算補正ということで、診療所費の医業費を167万2,000円の増。予備費を167万2,000円の減。歳出の合計は0円ということで科目の更生でございます。

続いて、資料の3ページ目を見ていただきたいんですけども、歳出の明細ということで、診療所費、医業費の2目、医科医療用機械器具費の備品購入費を167万2,000円の増額でございます。これにつきましては、胃カメラで撮影した画像を保存をする際に、デジタル画像に変換をしなければならないんですけども、その現在使用しているその機械が故障してしまい修理が不能という状況ですので、今回、新たに購入をさせていただきたいというものでございます。

下段の予備費については167万2,000円の減額ということで、予備費充当による備品の購入ということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

ここで、すみません、上着の脱衣を許可しますので、お願いをいたします。

それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしといたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第61号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第61号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,650万2,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページをご覧ください。第1表であります。歳入の合計であります。補正前の額7億9,325万円。補正額325万2,000円となりまして、7億9,650万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出であります。歳出の合計。補正前の額7億9,325万円。補正額325万2,000円。7億9,650万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。歳入であります。款の1、保険料。目の1、第1号被保険者保険料でありますけれども、補正前の額1億1,735万1,000円に233万8,000円を補正するものでございます。補正後の金額は1億1,968万9,000円です。内訳

は、第1号被保険者特別徴収保険料141万5,000円。そして、第1号被保険者普通徴収保険料92万3,000円でございます。これにつきましては、保険料の本算定に伴う増額であります。

続いて、款の6、繰入金であります。繰入金であります。補正前の額が1億1,930万1,000円。補正額が91万4,000円。そうしまして1億2,021万5,000円とするものであります。内訳につきましては、目の4、その他一般会計繰入金であります。こちらのほうでは事務費繰入金7万円あります。南会津広域市町村圏組合の介護認定審査費でありますけれども、そちらのほう令和2年度の確定による増額であります。そして、目の5でありますけれども、低所得者保険料軽減繰入金であります。84万4,000円につきましては負担金の精算に伴う増であります。

続いて、6ページをご覧ください。歳出であります。款の1、総務費でありますけれども、目の2、認定審査会共同設置負担金ということで、先ほど歳入で7万円の繰入がありますけれども、そちらのほうで7万円、認定審査会共同設置負担金ということで追加するものでございます。

続いて、款の2、保険給付費でありますけれども、目の2、高額介護予防サービス費であります。9万円を補正するものでございます。内訳につきましては、高額介護予防サービス給付費負担金でありますけれども、利用増の見込みに伴う9万円の増額であります。

款の8、予備費。補正額309万2,000円。こちらのほうで調整させていただいております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第62号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第62号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条として、歳入歳出それぞれ1,303万5,000円を追加し、それぞれ1億6,603万5,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正として、第2条で、地方自治法により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

地方債の補正として、第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正によるものでございます。

1 ページお開きをいただきたいと思いますが、歳入については繰越金、諸収入、町債、そ

れぞれ補正をいたしまして、総額1,303万5,000円を増額して、1億6,603万5,000円とするものでございます。

2ページお開きをいただきたいと思います。歳出でございますが、維持管理費、予備費の款を補正をいたしまして、合計1,303万5,000円を増額し、1億6,603万5,000円とするものでございます。

3ページ、第2表でございます。債務負担行為でございますが、公営企業会計法適用化事業といたしまして、令和3年度から継続して実施をしていくということで、令和4年度から令和5年度までの2,461万4,000円を設定をしたいものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。第3表 地方債補正でございます。こちらにつきましては、公営企業会計適用債ということで限度額を1,120万円設定をしたいものでございます。

7ページをお開きをいただきたいと思います。款の繰越金でございますが、1目、34万6,000円を前年度から繰越をしたいというものでございます。1号補正ですので、今回、繰越金を計上しております。

款7の諸収入でございます。雑入で148万9,000円の増額でございますが、こちらにつきましては県の補償金でございます。県道只見停車場線の駅前の県道拡幅に伴う消火栓の移設の補償金ということでございます。

8款の町債。2目、公営企業債でございますが、こちら公営企業会計法適用事業ということで、令和6年4月開始の公営企業会計法適用化準備業務に係る起債ということでございます。この起債につきましては普通交付税算入50パーセントということでございます。

8ページにまいりまして、歳出でございますが、款の1維持管理費でございますが、1目、水道総務費1,129万7,000円の補正でございます。歳入でもご説明を申し上げましたが、公営企業会計法適用化事業の委託料1,129万7,000円でございます。こちらにつきましては、総務大臣通知、平成31年1月25日付に基づきます、令和6年4月1日の公営企業会計開始に向けた事業の委託というような内容でございます。

先ほど配付をさせていただいた資料のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらが公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップということで、こちらちょっと、若干古い資料にはなりますけれども、上の吹き出しに、平成27年1月 総務大臣通知等により要請ということで記載ございますが、こちら人口3万人以上の簡易水道・下水道

会計については、令和2年度の公営企業法適用に向けた作業が総務大臣の要請に基づいて進められてきました。その後、平成31年1月に、同じく総務大臣通知により要請がございまして、資料のちょうど中ほどになります。簡易水道・下水道、集排も含めますが、人口3万人未満の市町村についても同じく公営企業の法適用化をするようにというように新ロードマップが制定されたところでございます。下の矢印の、上の部分で取り組みの推進に向けてということで、その中の、真ん中に、地方財政措置を講ずるという記載がございまして、こちらが先ほど起債の適用というようにございまして。

1ページお開きいただきますと、具体的なロードマップの対象事業ということで記載ございますけれども、人口3万人未満の市区町村では平成35年度末までに移行することが必要というように、下の段になります。定められております。

その次のページで、地方公営企業法適用の意義というように、何故そのような通知がきているかということでございまして、著しい人口減少等による料金収入の減少。さらには施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大。国・地方を通じた厳しい財政状況というように、経営の見える化を進めていかなければならないというように、こういった法適用化の準備をするようにという要請がございました。下に、公営企業会計の適用という吹き出しありますけれども、実際どんなことになるかということですが、発生主義・複式簿記の採用ということで、今まで現金主義、単一会計、簿記といいますが、そういった現金主義の会計でございましたけれども、令和6年からは貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等々、複式簿記の採用になってまいるというようにございまして。そういった中で経営成績、財政状態の早期把握をしっかりとしていこうというようにございまして。

次のページにまいりますと、法適用に係るスケジュール概要というように、細かく、様々、想定はされてございますけれども、いわゆる、やらなければいけない内容については、まず資産台帳の整備というようになります。さらには、法適用化になりますと、例規の改廃のような業務も出てまいります。さらに、出納関係も同様に、そういった一連の作業が出てまいりますので、既に同様の3万人未満の市町村においては、令和2年度もしくは令和3年度の当初予算で予算付けをして既に作業が進められているという状況にございます。只見町におきましても、令和6年4月の開始ということになりますと、基本的には一年前には準備は到達して完了していなければいけないというように、今回補正をお願い

して進めていきたいというような内容でございます。

最後のページが参考見積というようなことで、今後、作業に必要なものの金額というようなことで記載をしておりますのでご覧をいただきたいと思います。

そういったことで公営企業会計法適用化事業の委託を進めてまいりたいというようなことでございますが、委託におきましては、こういった幅広い、様々な業務委託ということになりますので、滞りなく委託事業を進めていただくというようなこともございますので、固定資産台帳の整備については、例えば税理士法人であったり、法規に強い業者さん等々、そういった、今、チームで委託事業を請け負う会社も出ておりますので、そういった方々に募ってプロポーザル方式での委託を考えておるところでございます。

議案書8ページに戻っていただきまして、続いて、1 設備整備費でございますけれども、1 4 8 万 9, 0 0 0 円の補正でございます。こちらにつきましては歳入でもご説明を申し上げましたとおり、只見駅前県道の拡幅事業に伴う消火栓移設工事1 4 8 万 9, 0 0 0 円をお願いしたいものでございます。

予備費2 4 万 9, 0 0 0 円を増額調整しております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君） 4 ページの、公営企業会計適用債。これと、この後の、公営企業会計適用事業の公営企業債について5 0 パーセントの裏打ちがあるという話でした。ですから、この起債と、冒頭に出てきた公営企業会計適用債の起債は別物だということでもいいですね。で、そういうことでお伺いしますが、これってあの、いわゆる先だって可決しました過疎計画に、あがっているのか。またはあげることができなかったか。それと、過疎辺地債ですと裏打ちがもっと高いわけですが、その辺の検討経過をお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員のお質しの件でございますけれども、ハード事業であれば、おっしゃったとおり水道事業債と過疎債もしくは辺地債。概ね5 0 パーセントずつの分けた、優良債を利用できるような形での起債というものあるんですけれども、今回の起債につきま

しては、いわゆるソフト的なものでありまして、この公営企業会計適用債のみしか利用ができないというような整理になっておりますので、こういった形での起債での補正ということをお願いをしておるところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 先だつての過疎計画も、ソフト事業の分について、確か説明ありましたが、ただあの、現行の過疎地域自立促進法ですか、まだ。その中では、事業変更ということが可能かどうか。可能であれば、その現行の過疎計画自立促進の中で辺地なり、過疎なり、使えないものかというのが二つ目の質問でありました。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） この間の過疎計画の関係での、過疎ソフトの関係でのお話しだというふうに考えておりますけれども、基本的に過疎ソフトというものは、いわゆる他の起債に該当しないソフト事業については充てられるんですけれども、今回のようなあらかじめ定められている起債がある場合は、過疎ソフトに該当というようなことはできないということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 説明資料のほうの、これ、ページ振ってないんで、2枚目の公営企業法適用の意義ということで、ここの期待される効果というところに、広域化、民間活用等の抜本的改善とか、企業間での経営状況の比較とか、ということは、これはあれですか。民間の委託ということも、この方針の計画の中には入れるんですか。いわゆる現状の町の公営というか、水道会計、それぞれ、あとは集排とありますけど、民間に委託ということもこの検討の中では入るのか・入らないのか。そこをお尋ねします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 今回の委託事業につきましては、あくまで法適用化に向けた委託ということになります。ですので、そういった、そこまでの、いわゆる民間への委託等々、委託しているものは勿論、今もありますけれども、新しくですね、そういったものについての検討ということではなく、あくまで現在の会計から財務適用を選択するわけですが、複式簿記の整備に向けた委託というふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませぬか。

〔「ありませぬ」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませぬか。

〔「ありませぬ」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第62号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第63号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第63号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条として、歳入歳出それぞれ860万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億7,468万1,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正といたしまして、第2条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額につきましては、第2表 債務負担行為によるものでございます。

地方債の補正。第3条といたしまして、地方債の変更は第3表 地方債補正によるもので

ございます。

1 ページご覧をいただきたいと思いますが、5 款の繰入金、8 の町債につきまして補正をいたしまして、合計 8 6 0 万円を増額補正し、2 億 7, 4 6 8 万 1, 0 0 0 円とするものがございます。

2 ページ目、歳出でございますが、1 款の総務費、4 款の予備費をそれぞれ記載のとおり補正をいたしまして、総額 8 6 0 万円を増額し、2 億 7, 4 6 8 万 1, 0 0 0 円とするものがございます。

3 ページ、第 2 表の債務負担行為でございますが、こちら先ほどの議案と同様、公益企業会計法適用化事業ということで、令和 3 年度から続く適用化事業、令和 4 年度から令和 5 年度まで、1, 4 7 6 万 6, 0 0 0 円を限度額として定めたまいものがございます。

4 ページにまいりまして、第 3 表 地方債補正でございますが、公営企業会計適用債として限度額を 5 6 0 万円に定めたまいものがございます。

7 ページをお開きをいただきたいと思います。7 ページ、5 款の繰入金でございますが、基金繰入金としまして集落排水事業基金繰入金 3 0 0 万円。財源不足により繰入をしたいものがございます。

8 款の町債でございますが、こちら公営企業会計法適用事業といたしまして、令和 6 年の 4 月開始の公営企業会計の法適用化準備業務に係る起債ということでございます。こちらにつきましては交付税算入が 4 4 パーセントということでございます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。総務費の総務管理費。委託料として 5 6 3 万 2, 0 0 0 円。こちら前の議案と同様に、公営企業会計適用化事業の委託料として 5 6 3 万 2, 0 0 0 円を補正をしていただきたいものがございます。2 6 節の公課費。消費税でございますが、決算後算定により 4 4 0 万 5, 0 0 0 円を補正させていただきたいものがございます。こちらについては、前年度、大きな工事等がなかったために消費税の増額というようなことが出てきたものがございます。

款の 4、予備費でございます。1 4 3 万 7, 0 0 0 円を減額し予算調整をしたものがございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 企業会計、集落排水のこの会計全般についてお伺いしますが、水道会計にも言えることですが、人口ビジョンなり、人口推計なり見ると、非常にどの人口と世帯主が減っておりまして、施設は一括整備ですから施設も減るということはないわけですが、このまま人口が減り続ける、世帯主が減り続けるといった場合、その企業会計が抱える財政の問題について、向こう5年・10年のシミュレーションができておるか。おれば聞かせていただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 水道会計、農集排。両方についてのお質しだというふうにお聞きしました。おっしゃるとおり、人口が減少してきて、利用者が減少してくると。ただ施設は残っていくという、そういった関係でのお質しだというふうに考えております。どちらにしても、利用料といいますか、使用料は減っていくというような中で、今後どういった運営が必要かということだと思えますが、水道施設については、昭和30年代からですかね、水道施設がございます。そういった中で今までも計画的に整備は進めて、更新作業を進めてまいったというようなことでございますけれども、老朽化している部分、いわゆるコストがかかっている部分が当然あるということですので、長期スパン、10年・15年を見据えてですね、そういった、まず歳出の、更新をしながら歳出のコストカットをして、そういった利用料、いわゆる会計の均衡化を、歳入歳出の均衡化を図っていかなければならないというふうに考えております。

また、農集排につきましては、比較的新しい施設ということはございますけれども、現在進めているような梁取の集排施設と明和地区の処理施設の統合であったり、そういった効率化を図りながら、永続的に運営、利用できるような形で今後、運営をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） いずれの会計にしても、今は集落排水の話ですが、いずれの会計にしても、従量制料金制度をとっておりますから、課長がおっしゃったとおり、そういうことだと思えます。それはわかりました。で、それに対する対策を、今言われた言葉で努力をするということはわかりませんが、向こう5年・10年・15年というスパンで人口ビジョン、正

式にこれは町が発表されましたし、私あの、基本台帳推計でもっと減るという話を再三しておりますが、これに合わせた財源上の問題として、シミュレーションがありますかということが二つ目の質問でありました。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 大変申し訳ございませんでした。

そういった人口減少を見据えたシミュレーションというものは、今現在持つてはおりません。持つてはおりませんが、同様に、歳出のカットも必要ですし、逆に、利用料、一体どういう形で今後推移をしていく、料金改定をした際に、近々、近年といえますか、部分の利用料の算定は当然してきておりますけれども、今、酒井議員がおっしゃったように、長期スパンでのものというものはまだ作成しておりませんので、そういった視点を持つてですね、今後運営をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 3回目であります。

非常にあの、私、総務委員会に所属しておりまして、財政問題が担当であります。今後、人口減少に伴って、非常にその税源不足を起こすと。そういった中で利用料も含めた不足を起こすと。そういった中で、今後、只見町がどういうふうな財政運営をしていったらいいかということで、現在は総務委員会としては、新たな財源を何かねえかという話を検討している最中でありまして。そういう意味で、資料的に、ざっと試算ものでもいいですので、今後の人口減少に合わせた利用料なり、財源が減っていくというものに対して企業会計のその存続をどうしていくかというようなことがあれば、そういうものは検討していくというお話でございましたから、それを後日、総務委員会、財政担当ですので、提出いただければ総務委員会も助かりますが、若干、予算に対する質問とは違う分野にいきましたので、これはお詫びしますが、是非、そここのところを考えて今後の総務委員会に財源対策について臨んでいただきたいなど、そう思います。これは要望であります。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員のお話の件、非常に大切な部分だというふうに考えております。運用していく中では、そういった考え、当然必要になってまいりますので、そういっ

たシミュレーション的なものしっかり作ってまいりまして、作った暁には、そういった形でお示しができればというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この公営企業債の関係ですけど、8ページの歳出のほうの委託料。公営企業会計法適用化事業委託料ということで、全体、ちょっと、よく、イメージがわからないんですが、この563万2,000円で、先ほどお配りいただいた3枚目の公営企業会計法適用化事業見積というところでの農業集排の関係で563万2,658円、合計出てますが、これ、例えばですね、固定資産税台帳作成支援ということで225万4,000円出ているんですが、既に町ではこういう台帳は持ってるうえで、この委託内容というのはどんなふうになってくのかなという、その辺のイメージがちょっとわからないので、わかるような説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 固定資産税台帳。いわゆる複式簿記に耐えられる固定資産税台帳は今持ち合わせておりませんので作成をしたい。今、町にあるのは、工事台帳であったり、今まで整備をしてきた決算関係の部分。そういったものでございまして、そういったものを複式簿記に耐えられるような形での資産台帳の整備が必要だということで、今回、委託をさせていただいているというようなこととございます。委託を想定しているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第63号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第5、認定第1号 令和2年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定第10号 令和2年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第10号については、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、特別委員会で互選をお願いいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は今会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いをいたします。

ここで、決算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議します。

当局は、暫時、退席を願います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時17分

○議長（大塚純一郎君） それでは、全員お揃いですので開議します。

決算特別委員会の委員長に佐藤孝義君、副委員長に酒井正吉郎君が選任されましたのでご報告いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第1号から認定第10号については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号については、9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和2年度只見町の健全化判断比率について

○議長（大塚純一郎君） それでは、続いて、日程第15、報告第5号 令和2年度只見町の健全化判断比率についてを報告を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、報告第5号 令和2年度只見町の健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律3条第1項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

おめくりをいただきまして、令和3年8月30日付で代表監査委員より、令和2年度只見町財政健全化判断比率の審査結果についてということでご報告いただいたものでございます。

令和3年の8月6日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますということでございます。

おめくりをいただきまして、令和2年度財政健全化審査意見書とございます。

審査の概要としまして、この財政健全化審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいただきました。

審査の結果でございます。(1)総合意見としまして、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めていただいております。(2)でございます。個別意見としまして、実質赤字比率についてでございます。令和2年度の実質赤字比率は昨年に引き続き実質赤字額が生じていないため算出されない。②としまして、連結実質赤字比率について。令和2年度の実質赤字比率につきましても、昨年に引き続き生じていないため算出されてございません。③実質公債費比率についてでございます。令和2年度の実質公債費比率は3パーセントとなっており、前年度と同数値で推移している。早期健全化基準25パーセントと比較すると、これを下回っているということでございます。将来負担比率についてということで、令和2年度の将来負担比率は、昨年に引き続き将来負担額が生じていないため算出されない。最後、(3)是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はないということで報告をいただいております。

以上、報告させていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎令和2年度只見町資金不足比率について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第16、報告第6号 令和2年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、報告第6号でございます。

令和2年度只見町の資金不足比率についてということで、これにつきましても地方公共団体の財政の健全化に対する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、これにつきましても令和3年8月30日付、代表監査委員より町、町長宛に報告をいただきました。

令和2年度只見町資金不足比率の審査結果についてということで、令和3年8月6日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いただいたものでございます。

おめくりをいただきますと、意見書付いてございます。令和2年度資金不足比率審査意見書ということで、審査の概要でございます。この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いただきました。

2、審査の結果でございます。(1)総合意見ということで、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということで、特別会計、簡易水道特別会計及び集落排水事業特別会計について審査をいただきました。(2)個別意見としまして、①資金不足比率につきましては、昨年に引き続き資金不足額が生じていないため算出されない。早期健全化基準20パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められるということでございます。(3)是正改善を要する事項ということで、特に指摘すべき事項はないということで報告いただきました。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎株式会社会津ただみ振興公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第17、報告第7号 株式会社会津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、報告第7号 株式会社会津ただみ振興公社の経営状況について報告をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、最初のページに決算報告書表紙となっております。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第26期の計算報告書ということになっております。

さらにおめくりいただきまして裏面でございます。会津ただみ振興公社の貸借対照表でございます。資産の部であります。流動資産、固定資産、合わせまして資産の部合計4,9

20万5,901円となっております。右側、負債の部でございますが、流動負債ということで、合計3,567万8,073円となっております。純資産の部でございますが、資本金2,625万円に対しまして、利益剰余金ということで1,272万2,172円のマイナスということになっておりますので、株式資本、純資産合計ということで1,352万7,828円となっております。負債及び純資産の部合計4,920万5,901円となっております。

2ページにまいりまして損益計算書でございます。純売上高といたしまして、受託収入、指定管理料収入、売上、さらにスキー場売上、合計いたしまして6,031万7,544円となっております。売上原価といたしまして648万8,376円となっております。売上総利益といたしましては5,382万9,178円となっております。販売費及び一般管理費6,318万1,698円差し引きまして、営業損失としまして935万2,520円。営業外収益といたしまして雑収入538万9,653円でございます。かなり大きな金額となっておりますが、こちらにつきましては新型コロナウイルス対策ということで、国・県・町等々の支援制度に基づきます収入をこちらのほうで計上いたしまして、営業外収益538万9,927円を計上しております。特別利益を合算をいたしまして、さらに法人住民税・事業税を差し引きをさせていただきます。最終的な当期損失に関しましては414万7,563円となっております。

めくっていただきまして、3ページに販売費及び一般管理費の詳細を記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

4ページでございますが、株主資本等変動計算書であります。株主資本ということで、当期の期首の残高が、株主資本1,767万5,391円でございますが、今般の当期の純損失414万7,563円をマイナス計上させていただきます。当期の末の残高につきましては1,352万7,828円。発行済株式数は525株ということになっております。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 報告が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎株式会社季の郷湯ら里の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第18、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況についてでございます。

こちらにつきましても地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

同じようにおめくりいただきまして決算報告書の表紙でございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第23期の決算ということになっております。

めくっていただきまして、1ページ目でございますが、貸借対照表でございます。資産の部につきましては流動資産、固定資産、合わせまして資産合計ということで8,179万2,907円となっております。負債の部でございますが、流動負債、固定負債、合わせまして負債合計といたしまして6,915万778円となっております。純資産の部につきましては、資本金4,320万円に対しまして、繰越利益剰余金ということで3,055万7,871円のマイナスとなっておりますので、純資産合計といたしまして1,264万2,129円となっております。負債・純資産合計といたしまして8,179万2,907円ということになっております。

2ページ目のほうにまいりまして、損益計算書でございます。純売上高としまして宿泊売上からその他売上まで、また委託及び委託管理料含めまして、1億3,733万9,919円となっております。売上原価といたしましては1億3,658万3,880円でございます。売上総利益といたしまして75万6,039円でございます。このほか販売費及び一般管理費ということで、4,514万2,556円でございますので、営業損失ということで4,438万6,527円が計算されております。この後、営業外収益ということで大きなところで雑収入。こちらにつきましても新型コロナウイルス対応ということで、国・県・町各種支援金の収入を主といたしまして雑収入2,332万3,881円を含めます営業外収益2,339万1,470円。さらには、営業外費用また法人税等差引をさせていただきます、当期の純損失といたしまして2,165万774円の純損失ということになってございます。

めくっていただきまして、3ページに販売費及び一般管理費。さらに、4ページに宿泊業

原価報告書添付しておりますのでご覧をいただければというふうに思います。

めくっていただきまして、5ページ目でございます。株主資本等変動計算書でございます。資本金といたしまして4,320万円に対しまして、利益剰余金ということで当期の期首の残高といたしまして、マイナスの890万7,097円でございますが、当期の純損失2,165万774円を加えまして、マイナスをさせていただきまして、当期末の残高といたしましてはマイナスの3,055万7,871円。純資産合計といたしまして最下段になりますけれども、当期末の残高が1,264万2,129円となっております。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎只見特産株式会社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第19、報告第9号 只見特産株式会社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、続きまして、報告第9号 只見特産株式会社の経営状況についてでございます。

こちらにつきましても地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告をさせていただくものでございまして、本件に関しましては、昨年、町が過半数の株式を取得させていただいたことから、今年度から新たに報告内容として追加をされたものでございます。

おめくりをいただきまして1ページに貸借対照表でございます。こちらのほうにつきまして、資産の部といたしまして流動資産、固定資産、合わせまして資産合計1億3,047万2,971円となっております。負債の部でございますが、流動負債、固定負債、合わせまして負債合計といたしまして5,160万1,496円となっております。純資産の部でございますが、資本金7,019万円に対しまして、繰越利益剰余金といたしまして1,837万1,475円となっております。自己株式が969万円。こちらのほう調整をしまして、純資産合計、株主資本といたしまして7,887万1,475円となっております。負債・純資産合計といたしましては1億3,047万2,971円となっております。

損益計算書でございます。今回の会計につきましても期間でございますけれども、令和2

年3月1日から令和3年2月28日までとなっておりますのでご確認をいただきたいと思  
います。損益計算書、純売上高でございますが、売上高1億6,823万585円となつてお  
ります。売上原価につきましては1億5,618万6,964円となつておりまして、差引  
売上総利益といたしまして1,204万3,621円となっております。販売費及び一般管  
理費3,060万8,501円となっておりますので、営業損失といたしまして1,856  
万4,880円となっております。営業外収益といたしまして、やはり新型コロナウイルス  
対応にかかります国・県・町の各種支援金を主といたしました雑収入1,355万5,97  
7円を含めまして、営業外収益といたしまして1,355万6,091円。営業外費用、特  
別利益、特別損失、それぞれ（聴き取り不能）をさせていただきまして、さらに法人税・事  
業税・住民税のほうを調整をさせていただきまして、当期の純損失といたしまして602万  
6,132円の純損失という計算になっております。

3ページ目、販売費及び一般管理費の細かな部分。さらにおめぐりいただきまして、4ペ  
ージに製造原価報告書の添付をさせていただいておりますので、なおご確認をいただければ  
と思います。

5ページ目でございますが、株主資本等変動計算書であります。資本金につきましては、  
7,019万円。当期から当期末に変動はございません。株主資本の中でも利益剰余金の部  
であります。当期期首の残高が2,439万7,607円でございますが、当期の純損  
失602万6,132円を減額をさせていただきまして、当期末の利益剰余金といたしまし  
ては1,837万1,475円となっております。最終的に純資産の合計といたしまして当  
期期首9,458万7,607円でございますが、当期の純損失、自己株式の取得等調整  
をいたしまして、当期末におきましては7,887万1,475円の純資産ということにな  
ってございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 報告が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎南会津地方土地開発公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第20、報告第10号 南会津地方土地開発公社の経

営状況について報告を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 報告第10号 南会津地方土地開発公社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、左側です。令和2年度の貸借対照表ということで、資産の部につきましては普通預金及び定期預金、合計しまして730万2,522円となっております。負債の部はゼロ円となっております。資本の部として資本金500万円。準備金としまして、前期繰越準備金が237万4,021円。当期損失が7万1,499円となりまして、負債・資本の合計が730万2,522円となっております。

右側。損益計算書でございます。収益はございません。販売費及び一般管理費ということで7万2,000円。事業外収益ということで定期預金の利子501円。差し引きまして当期の純損失が7万1,499円となっております。

財産目録でございます。資産の内訳でございます。普通預金が2,522円。定期預金が730万円となっております。負債についてはございません。

利益処分計算書ということで、当期損失7万1,499円を処分したとなっております。

キャッシュフロー計算書ということで、一番下、下段になります。期首残高が737万4,021円。それから当期損失7万1,499円を差し引き、期末残高が730万2,522円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 以上で、報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前 11 時 39 分)